

# 令和6年度 保育所等入所申込のご案内



令和6年度保育所等入所申込の受付をおこないます。入所を希望する人は、受付期間中に申し込みをしてください。現在保育所などに入所中で、引き続き入所を希望する場合も申し込みが必要です。



また、令和6年度の年度途中に入所を希望する人や、村外の幼稚園などを利用する人も入所受付を開始しますので早めにご相談ください。

必要書類など、詳しくは村ホームページをご確認ください。

## ■入所にあたっては次のいずれかの事由(保育の必要性)に該当することが必要です

- ①月64時間以上就労している
- ②妊娠中か出産後間もない
- ③保護者が病気、または身体に障がい有している
- ④長期間にわたり疾病状態にある、または障がい有する親族を介護している
- ⑤震災、火災、風水害などで災害の復旧にあっている
- ⑥起業準備を含む求職活動を継続しておこなっている
- ⑦就学(職業訓練校における職業訓練を含む)している
- ⑧育児休業中に既に保育を利用している子どもの継続利用が必要
- ⑨その他村長が認める①から⑧に類する状態

## ■申込受付期間・場所

11月16日(木)から30日(木)(土日、祝日を除く)  
午前9時から午後4時まで 役場庁舎1階にて



村HP



〈問い合わせ〉子育て支援課 TEL0967 (67) 2715

# 農業経営収入保険料の一部を補助します！



農業者の経営努力では避けられないさまざまなリスクに備える農業経営収入保険の加入促進を目的として、支払った保険料の一部を補助します。

## (1) 農業経営収入保険とは？

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少について広く補填されます。

 <p>災害で 作付不能になった</p>	 <p>けがや病気で 収穫ができない</p>
 <p>盗難や 運搬中の事故に あった</p>	 <p>輸出したが 為替変動で 大損した</p>
 <p>自然災害や病虫害、 鳥獣害などで 収量が下がった</p>	 <p>市場価格が 下がった</p>
 <p>倉庫が浸水して 売り物にならない</p>	 <p>取引先が倒産した</p>

## (1) 加入できる人

青色申告をおこなっている農業者(個人・法人)

## (2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

## (3) 補填の仕組み

保険期間の収入が基準収入の9割(5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填されます。

## (2) 農業経営収入保険料の補助額について

補助金交付要綱に定めた交付対象者の人で、農業経営収入保険料から事務費、積立金を除いた額の1/3(上限2万円)

〈問い合わせ〉

農業経営収入保険の加入について  
農業経営収入保険料補助について

農業共済組合阿蘇南部出張所  
南阿蘇村農政課

TEL0967 (62) 9144  
TEL0967 (67) 2706